

組織内弁護士の普及促進への取り組みについて

2007年2月21日
日本弁護士連合会

当連合会では、2006年10月から11月にかけて、上場企業を中心とする国内企業（3795社）、外資系企業（1457社）、官庁（46省庁）、地方自治体（849機関）を対象に、弁護士の採用に関する調査を実施しました。

同調査によれば、今後5年間の弁護士採用予定数は、国内企業47名～127名、外資系企業19名～46名、官庁42名～50名強、地方自治体0名～9名、合計でも108名～232名強という非常に低調なものでした。企業内弁護士や官庁・地方自治体内の弁護士（これらを「組織内弁護士」といいます。）採用に消極的な理由として、「現在の法務部で対応可能」「顧問事務所で対応可能」等が多くあげられています。

今般の司法制度改革において、法の支配があまねく社会に浸透する法化社会実現のための人的基盤整備として、経済界をはじめ国民各層の要望を反映して、法曹人口の大幅増大がはかられました。その一貫として、企業、官庁、地方自治体等さまざまな組織における組織内弁護士としての弁護士の活用も期待されていました。今回の調査結果は、組織内弁護士を採用する側の企業、官庁、地方自治体等の採用動向が、このような組織内弁護士活用の期待と大きく乖離していることを示します。

当連合会としては、調査結果を真摯に受け止め、組織内弁護士の役割や有用性を理解していただくとともに、さまざまな組織の需要に応じた人材の育成や研修を意識的に行うべく、速やかに下記の取り組みに着手することとしました。

企業、官庁、地方自治体等の全国的なあるいは各地域の諸団体との協議会、交流会の開催に努め、弁護士の活用例や雇用形態などの情報交換を行い、組織内弁護士の法的サービスについての相互理解に努める。

弁護士会において、組織内弁護士の役割と業務内容について研究、分析を行い、企業、官庁、地方自治体等の需要に応じた多様で質の高い弁護士の人材育成、研修に取り組む。

企業、官庁、地方自治体等の組織内弁護士の求人情報を募り、これを会員に提供するとともに、弁護士の求職情報も適切な方法で各組織に提供す

る仕組みを構築し、それによって需要と供給のマッチングを図る。

組織内弁護士及び経験者のネットワーク化を図り、採用例を会員に紹介する等して、会員の組織内弁護士についての理解の促進を図る。

企業、官庁、地方自治体等の組織においても、法の支配のより一層の実現のため、コンプライアンス、内部統制、組織倫理等についての意識・取り組みを一層向上させていただくとともに、その担い手として弁護士を組織内でいかに活用していくかを真剣に検討していただければと存じます。これら組織の方々はもとより、多くの方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

以上